

審 査 基 準

法 令 名：	福岡武道館条例
根 拠 条 項：	第 2 条
処 分 の 概 要：	施設利用（占有使用）の承認
原権者（委任先）：	福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：	福岡武道館条例第 2 条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第 4 条第 3 項（準用）
審 査 基 準：	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：	3 日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：	福岡武道館管理係 092-714-1900
問 い 合 わ せ 先：	福岡武道館管理係 092-714-1900
備 考：	